

公益社団法人佐野市シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人佐野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事（以下「常務理事」という。）とは、理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用の弁償とは明確に区分されるものをいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、地方公共団体の職員のうちから選任され、又は委嘱されている者及び使用人兼務役員（センター使用人を兼務し、かつ、給料の支給を受けている者をいう。）及び職員が兼ねる場合については、報酬を支給しない。

- 2 役員の報酬は月額とする。
- 3 役員には賞与及び退職手当は支給しない。
- 4 報酬を受ける者が、月の途中において就任し、又は退任もしくは解任した場合の報酬は、在任日数が、当該月の日数の2分の1以上である時は、1月分を支給する。ただし、2分の1未満の場合は、報酬を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員の報酬の額は、別表に定める額の範囲内とし、理事会の承認を得て、決定するものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、その全額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬

の金額からその金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員が、報酬の全部又は一部につき自己の預金の口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 報酬の支払い日は、毎月21日とする。ただし、支払日が金融機関の休業日に当たるときは、直前の金融機関の営業日とする。

(費用)

第6条 役員がセンターの業務上の必要により旅行したときには、公益社団法人佐野市シルバー人材センター事務局職員の給与及び旅費に関する規程に規定する事務局長の職にある者の例に準じて旅費を支給する。

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとし、これを変更したときも同様とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年6月13日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	報 酬 の 額
理 事 長	月額 60,000 円
副 理 事 長	月額 10,000 円
常 務 理 事	月額 375,000 円
その他の役員	月額 4,000 円